

令和6年メディアを活用した小松市・能美市魅力発信業務 公募型プロポーザル審査要領

1 審査概要

提案者全てに対しプレゼンテーションによる審査で評価・採点を行い、点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、「令和6年度メディアを活用した小松市・能美市魅力発信業務プロポーザル審査会要領」に定める審査会が行う。

3 審査基準

審査項目及び基準は、下記 7 評価基準による。

4 審査

提案者全てに対しプレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点 (100 点)

(ア) 対象：企画提案書、参考見積書（様式第5号）等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 評価方法：審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

5 審査の内容

(1) 日時：令和6年6月28日（金）（詳細は別途連絡）

(2) 場所：小松市役所（詳細は別途連絡）

(3) 出席者：1 提案者3人以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4) 実施時間：1 提案者 40 分以内（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分）。ただし応募者が4者以上の場合は 1 応募者あたりの持ち時間を短縮する可能性がある。

(5) プレゼンテーションの内容

(ア) 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明、追加資料の配布は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(6) その他

大型ディスプレイ（65 インチ）、HDMI ケーブルは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

6 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が 1 者の場合の取り扱い

プレゼンテーション審査を実施し評価点が60点以上の場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 最高評価点が同点の場合の取り扱い

最高評価点獲得者が2者以上ある場合は、審査会の協議により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

7 評価基準

評価項目		審査基準	配点上限
事業目的の理解について		事業目的・実施方針を理解した上で、実施内容や取り組み手法が提案されているか。	10
企画内容について	キーコンテンツの設定について	・目的を達成するための適切かつ効果的なコンテンツの設定となっているか。 ・観光素材発掘およびプロモーション手法が的確で内容に具体性があるか。	20
	パブリシティ活動について	・パブリシティを実施する方策は、情報発信に十分なメディアか。	20
	行動変容の喚起について	・提案内容がターゲットの興味・関心を高め、行動変容を促すに効果的な企画であるか。	20
効果検証について		・効果検証のための指標及び調査方法は事業の成果を測定・検証するのに適当か。また、目標値の設定は十分か。	10
業務実績、業務執行体制及びスタッフの経験並びに能力について		・情報発信関連業務に関わる十分な業務実績を有しているか。両市との連絡・調整及び会議資料の作成等が速やかに行える実施体制か。 ・スタッフは、本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	10
予算について		積算単価や数量は妥当なものであるか。提案内容との整合性はあるか。	10
合 計			100